



令和元年度和歌山県立産業技術専門学院職業訓練指導員 採用試験案内

和歌山県人事委員会
和歌山県商工観光労働部労働政策課

県立産業技術専門学院に勤務する職員を募集します。

○受付期間	郵送による受付	令和元年9月13日（金）～10月17日（木）消印有効
	持参による受付	令和元年9月13日（金）～10月17日（木）
○第1次試験日時		令和元年11月2日（土）午前10時
○第1次試験場所		和歌山県立和歌山産業技術専門学院
○問い合わせ・受験申し込み		和歌山県商工観光労働部労働政策課 〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通1-1 電話 073(441)2800

1 試験区分、採用予定人員、勤務場所及び職務内容

試験区分	採用予定人員	勤務場所及び主な職務内容
職業訓練指導員 (メカトロニクス・CAD科)	1人程度	和歌山産業技術専門学院（和歌山市）において機械・電気等に関する必要な知識や技能を習得させるための職業訓練指導業務
職業訓練指導員 (自動車工学科)	1人程度	田辺産業技術専門学院（田辺市）又は和歌山産業技術専門学院（和歌山市）において自動車整備士を育成するうえで必要な知識や技能を習得させるための職業訓練指導業務
職業訓練指導員 (観光ビジネス科)	1人程度	田辺産業技術専門学院（田辺市）における事務・販売・サービス業に必要な一般知識並びにOA機器操作などに関する職業訓練指導業務

2 受験資格

(1) 昭和55年4月2日以降に生まれた人で、以下の資格要件を満たす人。

試験区分	資格要件
職業訓練指導員 (メカトロニクス・CAD科)	職業訓練指導員の免許取得者又は令和2年3月末日までに免許取得見込みの者。 〔 <ul style="list-style-type: none">メカトロニクス・CAD科はメカトロニクス科、機械科又は電気科のうちいずれか1つ以上の職業訓練指導員免許自動車工学科は自動車整備科の職業訓練指導員免許観光ビジネス科は情報処理科、事務科、観光ビジネス科又は流通ビジネス科のうちいずれか1つ以上の職業訓練指導員免許 〕
職業訓練指導員 (自動車工学科)	ただし、職業訓練指導員（自動車工学科及び観光ビジネス科）については、下記の資格を有する者又は令和2年3月末日までに資格取得見込みの者に限る。 〔 <ul style="list-style-type: none">自動車工学科は2級自動車整備士以上の国家資格観光ビジネス科は日商P C検定試験2級又は同等以上のパソコン操作資格 〕
職業訓練指導員 (観光ビジネス科)	(注) 免許取得見込みの者とは、申込み時点で上記免許の取得に必要な資格を有する者（職業能力開発促進法施行規則第39条第1項の規定による48時間講習の受講資格を有する者を含む。）をいい、採用までに上記免許を取得できなかった場合、この試験に合格しても採用資格を失います。

(2) ただし、次のいずれかに該当する者は受験できません。

【地方公務員法第16条及び職業能力開発促進法第28条第5項に該当する者】

- ア 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ウ 和歌山県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- オ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

(参考) 職業訓練指導員免許取得に必要な資格を有する者は、主に次のとおりとなります。

- 1 職業能力開発総合大学校の指導員訓練のうち免許職種に関する長期養成課程又は職種転換課程を修めて卒業した者
- 2 免許職種に係る職業訓練指導員試験に合格した者
- 3 免許職種に関する学科を修めた者で、次に掲げる教科についての高等学校の教員の普通免許（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第1項に定める普通免許状をいう。）を有する者
 - ・メカトロニクス・CAD科及び自動車工学科については工業又は工業実習
 - ・観光ビジネス科については情報、情報実習又は商業、商業実習
- 4 都道府県職業能力開発協会が実施する職業能力開発促進法施行規則第39条第1項の規定による48時間講習を修了し又は修了見込みで、免許職種に係る職業訓練指導員免許を受けることができる者（採用までに職業訓練指導員免許の取得を要します。）

なお、受講資格を例示すると次のとおりです。

- (1) 学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、免許職種に関する学科を修めて卒業した者で、その後当該職種に関し2年以上の実務の経験を有する者
- (2) 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において、免許職種に関する学科を修めて卒業した者で、その後当該職種に関し4年以上の実務の経験を有する者
- (3) 職業能力開発促進法による公共職業能力開発施設において、免許職種に相当する普通課程修了者（技能照査合格者）で、その後当該職種に関して6年以上の実務の経験を有する者
- (4) 学校教育法による高等学校において、免許職種に関する学科を修めて卒業した者で、その後当該職種に関し7年以上の実務の経験を有する者
- (5) 免許職種に関し、一級又は単一等級の技能検定に合格した者（メカトロニクス科、機械科、電気科のみ）

3 試験の方法及び内容

試験種目	配点	内 容
第1次試験	専門試験	400点 各試験区分に応じた専門的知識及び能力についての筆記試験（択一式、2時間）
	面接試験	600点 専門的知識及び能力についての個別面接
	適性検査	通常の職務遂行に必要な適性についての検査 ※検査結果は第2次試験の面接試験の参考資料とします。
第2次試験	教養試験	400点 公務員として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験（択一式、2時間）
	作文試験	200点 一定のテーマによる識見、表現力、判断力等についての記述試験（1時間） 平成30年度の作文課題は、『職業訓練指導員として生徒を指導するにあたって、どのような心構えで取り組むべきか、あなたの考えを述べなさい。』でした。
	面接試験	1000点 人物、能力、性格等についての個別面接

(1) 試験の内容は、短期大学卒業程度で行います。

(2) 各試験種目には合格基準があり、一つでも基準に達しないものがある場合は、総合得点が高くても不合格となります。

(3) 専門試験の出題分野は、おおむね次のとおりです。

試験区分	出題分野
職業訓練指導員 (メトロニクス・CAD科)	メカトロニクス工学概論、制御工学概論、生産工学概論、機械工学、電気工学、電子工学、情報通信工学、材料力学、応用数学、材料、製図、測定法及び試験法、安全衛生、関係法規、機械設計、制御機器ソフトウェア、機械工作法、電気及び電子工作法、メカトロニクス機器組立法
職業訓練指導員 (自動車工学科)	自動車工学（自動車、内燃機関、シャシ、電気及び電気装置、車体、燃料及び潤滑油）、材料（自動車用材料）、安全衛生（安全管理、衛生管理）、関係法規（道路運送車両法）、自動車整備法（整備法、検査法、整備及び検査機器）
職業訓練指導員 (観光ビジネス科)	パソコン知識（基本構成、アプリケーションソフト（文書作成、データ活用）操作方法、ネットワーク、情報セキュリティ、モラル）、旅行（国内地理）、サービス（ビジネスマナー、接客知識）、安全衛生（安全管理、衛生管理）、簿記会計（商業簿記）

4 試験の日時、試験地及び合格発表

	日 時	試験地	合 格 発 表
第1次試験	令和元年11月2日（土） 午前10時	和歌山市	令和元年11月中旬に県庁北別館5階人事委員会事務局前に掲示するとともに合格者に郵送で通知します。
第2次試験	令和元年12月8日（日）	和歌山市	令和元年12月下旬に県庁北別館5階人事委員会事務局前に掲示するとともに合格者に郵送で通知します。

(注) 1 第1次試験会場は、別紙の「試験会場案内図」をご覧ください。
 2 第1次試験は、午前から午後にかけ、専門試験、面接試験及び適性検査を行います。
 3 合格発表は、和歌山県のホームページ (<https://www.pref.wakayama.lg.jp/>) の「新着情報」でもお知らせします。

5 受験手続及び受付期間

(1) 採用試験申込書の配布場所

- 和歌山産業技術専門学院、田辺産業技術専門学院、和歌山県商工観光労働部労働政策課、和歌山県人事委員会事務局、和歌山県正面玄関サービスステーション、各振興局地域振興部総務県民課
- 採用試験申込書を郵便で請求する場合は、和歌山県商工観光労働部労働政策課までご連絡ください。
- また、和歌山県商工観光労働部商工労働政策局労働政策課のホームページから採用試験申込書を印刷することも可能です。(<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/060600/05syoku/syoku.html>)

(2) 申込方法

次の書類を和歌山県商工観光労働部労働政策課へ郵送するか、直接持参してください。

ア 採用試験申込書（指定様式：必要事項を記入し、顔写真を貼付してください。） 1通

イ 職業訓練指導員免許取得者は、免許証の写し 1通

ウ 職業訓練指導員免許取得見込みの者は、取得要件を確認できるいざれかの書類 1通

・免許職種に関する職業訓練指導員試験の合格証書の写し 1通

・免許職種に関する学科を修めた者の、当該教科についての高等学校の教員の普通免許状の写し 1通

・都道府県職業能力開発協会が実施する職業能力開発促進法施行規則第39条第1項の規定による48時間講習の修了証書の写し 1通

・上記の48時間講習を修了見込みの者は、卒業証明書の写し及び職務経歴書等詳しく述べる。 1通

エ 郵便はがき（自分の宛先を記入し、63円切手を貼ってください） 1枚

郵送する場合は、必ず簡易書留郵便とし、封筒の表に「指導員受験申込」と朱書きしてください。
 これ以外の方法による不着の問題については一切対応いたしません。

(3) 受付期間

ア 郵送による申込の受付

令和元年9月13日（金）から受付を開始し、令和元年10月17日（木）までの消印のあるものに限り受け付けます。

イ 持参による申込の受付

令和元年9月13日（金）から令和元年10月17日（木）までの午前9時から午後5時45分まで受け付けます。なお、日曜日、土曜日及び祝日は除きます。

（4）受験票の交付

採用試験申込書を受理した場合は、受付期間終了後に受験票を交付します。

なお、採用試験申込書の記載事項に不備があるときは受理できない場合があります。

また、受験票が10月25日（金）までに到着しないときは、和歌山県商工観光労働部労働政策課まで至急連絡してください。

（注）この採用試験において取得した個人情報は、職員採用試験及び採用に関する事務以外の目的には使用しません。また、受験に際し提出された書類は、和歌山県人事委員会事務局及び和歌山県労働政策課において一定期間保管後、速やかに安全かつ適切な方法で廃棄します。

6 合格から採用まで

（1）この試験の最終合格者は、令和2年4月1日採用予定です。

（2）試験区分ごとの勤務地は以下のとおりです。

ア 職業訓練指導員（メカトロニクス・CAD科）

和歌山産業技術専門学院（和歌山市小倉90番地）

イ 職業訓練指導員（自動車工学科）

田辺産業技術専門学院（田辺市新庄町1745-2）

又は和歌山産業技術専門学院（和歌山市小倉90番地）

ウ 職業訓練指導員（観光ビジネス科）

田辺産業技術専門学院（田辺市新庄町1745-2）

（3）勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までです。

（4）採用時の給料月額は167,200円（平成31年4月1日現在）で、経歴その他に応じて一定の額（例：公務員の経歴は10割換算額、民間企業の正規職員の経歴は8割換算額等）が加算されます。

この他、職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）等の定めに従い、給料の調整額、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

7 試験結果の情報提供について

この試験の結果について、受験者本人の申し出により、情報提供を受けることができます。

情報提供を希望する人は、受験者本人が受験票又は本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等の顔写真付きで公的機関発行のものに限る。）を持参の上、和歌山県人事委員会事務局（県庁北別館5階、和歌山市小松原通1-1）に申し出てください。

試験の種類	情報提供の対象者	内 容	期 間
第1次試験	第1次試験不合格者	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目並びに第1次試験の総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月間 (日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)
第2次試験	第2次試験受験者	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目、第1次試験の総合得点及び総合順位並びに第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位	午前9時（期間の初日は合格発表後）から午後5時45分まで

8 その他

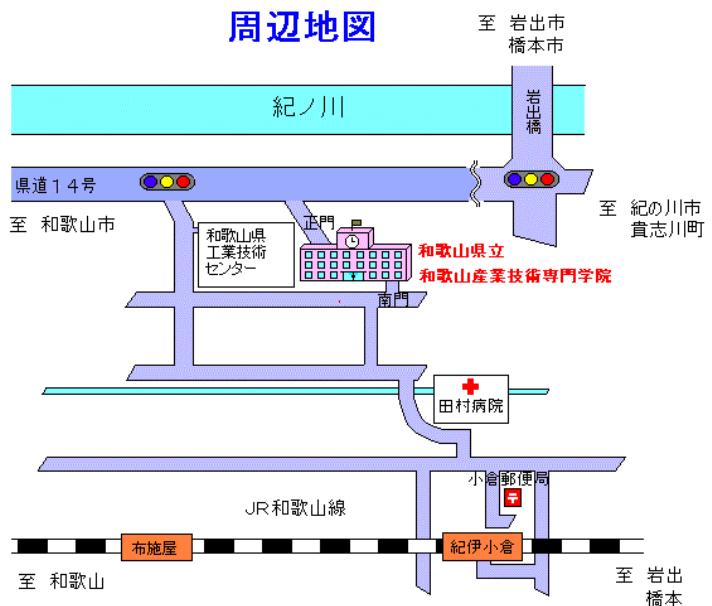
- 台風・地震などの非常時は、試験日程等を変更することがあります。
- 試験会場には食堂はありません。昼食、水筒等を持参してください。

試験会場案内図

第1次試験会場

和歌山県立和歌山産業技術専門学院
〒649-6261 和歌山市小倉 90 番地
電話 073(477)1253

周辺地図



○鉄道（JR）を利用する場合

JR和歌山線「紀伊小倉駅」下車、北へ徒歩約10分

○自動車を利用する場合

駐車は運動場をご利用ください。

阪和自動車道「和歌山インター」から約8キロメートル

阪和自動車道「和歌山北インター」から約8キロメートル(大阪方面へのハーフインターです。)

京奈和自動車道「岩出根来インター」から約8キロメートル